

【提案項目】

地方の教育施策に柔軟に対応し、インクルーシブ教育を一層推進するため、次の措置を講じること。

1 就学先決定の仕組み改善

障害のある子どもが、特別支援学校に原則就学するよう定めた従来の就学先決定の仕組みを、本人・保護者の意見等を踏まえて、小・中学校に就学することを基本とする仕組みに改めること。

2 特別支援教室構想の早期実現

小・中学校に在籍する支援が必要な児童・生徒が、原則通常の学級に在籍し、必要な時間にだけ、特別な指導を受けるようにする特別支援教室構想を早期に実現すること。

3 特別支援教育コーディネーターの定数改善

小・中学校等の通常の学級に在籍する発達障害を含む、支援が必要な児童・生徒への教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターについての教職員定数の改善を着実に実施すること。

【提案理由等】

- 1 特別支援教育を求める児童・生徒が増加し続ける中、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育を推進するため、障害のある子どもが、特別支援学校に原則就学する従来の就学先決定の仕組みを、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえて、小・中学校に就学することを基本とする仕組みに改めることが重要であることから、早期に政令等を改正する必要がある。
- 2 インクルーシブ教育を推進するためには、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に、多様な柔軟な教育の場を提供することが重要であるため、小・中学校に在籍する支援が必要な児童・生徒が、原則通常の学級に在籍し、必要な時間にだけ、特別な指導を受けるようにする特別支援教室の構想を早期に実現する必要がある。
- 3 特別支援教育コーディネーターについて、本県においては、平成16年度から積極的な養成に努めてきた。その結果、小・中学校においては、コーディネーターを中心に、校内支援体制の構築等の具体的な取組が進み、高い成果が現れているが、今後は、インクルーシブ教育を推進するために、その役割が一層重要になっていることから、特別支援教育コーディネーターについての教職員定数の改善を着実に実施する必要がある。